

## 「一時預かり事業」利用契約書

利用者\_\_\_\_\_（以下「利用者」という。）と、学校法人呉松本学園認定こども園焼山フタバ幼稚園（以下「事業者」という。）は、令和 年 月 日付の契約一時預かり事業申込書に基づき、乳幼児\_\_\_\_\_に関わる一時預かり事業について、以下の通り契約を締結します。

### （契約内容）

第1条 事業者は、利用者に対し、一時預かりのサービスを提供します。利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### （利用期間）

第2条 利用期間は、令和 年 月 日から3か月間とします。但し、契約内容に変更のない場合は年度末まで自動更新します。また翌年度以降も希望する場合は利用者ならびに事業者が協議の上、翌年度末まで更新します。利用日及び利用時間については、利用者と事業者で別途調整することとします。

### （解約）

第3条 利用者は事業者に対して7日前までに申し出ることにより、利用期間中であってもこの契約を解約することができることとします。

### （契約の解除）

第4条 次の事由に該当する場合は、事業者は、利用者に対して直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、事業者を支払うべきサービス利用代金を遅延し、料金を支払うように促したにもかかわらず、5日以内に支払わない場合。
- (2) 利用者が、事業者やサービス従事者又は他の利用に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

### （秘密保持）

第5条 事業者は、本契約にもとづく業務におけるやり取りで知り得た個人情報等を適正に扱います。なお、「一時預かり事業申込書」等の書類は、契約の終了または解約後も、事業者が定める必要年数は保管し、保管期間終了後は守秘義務に則り破棄いたします。

(その他)

第6条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、利用者、事業者双方による協議の上、処理するものとします。

**【重要事項】**

1. 事業者の内容      法人名      学校法人呉松本学園  
                         実施場所      認定こども園焼山フタバ幼稚園  
                         所在地      広島県呉市焼山中央1丁目6番22号
  
2. 事業者が提供する保育内容  
    就労や病気、出産およびリフレッシュしたい時または、その他の理由により、家庭保育が困難な場合、児童を一時的に預かる事業。
  
3. 当該保育サービスの提供につき、利用者が支払うべき額に関する事項  
    4時間未満：1,000円  
    4時間以上：2,000円

以上、契約の証として本書2通を作成し、利用者と事業者の双方が自署又は記名押印の上、各自1通ずつを保有することとします。

令和      年      月      日

利用者      住所

氏名

事業者      広島県呉市焼山中央1丁目6番22号

学校法人呉松本学園  
認定こども園焼山フタバ幼稚園

園長      石風 堯